

商品概要説明書

スーパー定期貯金〈単利型〉

令和6年4月1日

1.商品名	・子育て応援定期貯金 (愛称:「かしの木」)
2.販売対象	・18才に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様を1人以上養育されている扶養者で、かつその扶養者とお子様の住所が同一である方に限ります。 ・妊娠中の方。 ・契約の名義は、原則、子育てされている扶養者の方に限ります。
3.期間	・定額方式 1年間 ・自動継続(元金継続または元利金継続)
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)その他	・一括預入といたします。※新規のご資金に限ります。 ・10万円以上300万円以内とさせていただきます。 ※期間中上限金額まで複数契約を可能といたします。 ※お子様一人につき300万円以内となります。 ・1円単位 ※定期貯金証書の預入に限ります。 ・ATM、インターネットバンキングでの取り扱いは出来ないものとします。
5.払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法	・お預入時の店頭表示金利に18才に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様・胎児の人数による上乗せとします。 【お子様1人の場合】 店頭表示金利 + 年0.05% 【お子様2人以上の場合】 店頭表示金利 + 年0.10% なお、自動継続後は、店頭表示金利の適用となります。 ※他の金利優遇商品との金利上乗による併用(同時適用)はできません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる 特約事項	・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 6か月未満 解約日における普通貯金利率。 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
10.貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考 となる事項	・当JAの定期貯金預け替えによるご利用はできません。 ・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算いたします。 ・す。健康保険証、世帯全員の住民票、母子手帳等により、お子様・胎児の人数を確認させていただきます。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野

商品概要説明書

<定期積金>

令和5年4月1日

1.商品名	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援定期積金 (愛称:「まめの木」)
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 18才に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様を1人以上養育されている扶養者で、かつその扶養者とお子様の住所が同一である方に限ります。 妊娠中の方。 契約の名義は、原則、子育てされている扶養者の方に限ります。
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> 定額式 2年以上5年以内 預入時のお申し出により最大年6回まで増額月を設定することが出来ます。
4.払込方法 (1)払込方法 (2)払込金額	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間内で掛金を分割して払い込みいただきます。 お子様一人1契約(原則扶養者)とし、ご兄弟(胎児)の人数分までとなります。 普通貯金口座からの自動振替による受入となります。 なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 毎月掛込金額は掛込金額1万円以上で満期金額60万円以上の契約といたします。 掛込金額 10,000円 5年契約 満期金額60万円 掛込金額 15,000円 4年契約 満期金額72万円 掛込金額 20,000円 3年契約 満期金額72万円 掛込金額 25,000円 2年契約 満期金額60万円 上記の4コースをモデル商品といたします。
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します。
6.給付補てん金 (1)適用利回り (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 当初契約時の店頭表示の利回りに上乗せ利回りを満期日まで適用いたします。 お預入時の店頭表示金利に18才に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様・胎児の人数による上乗せとします。 【お子様1人の場合】 店頭表示金利 + 年0.05% 【お子様2人以上の場合】 店頭表示金利 + 年0.10% 満期日以後に一括して支払います。 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算。 20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる 特約事項	—
9.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10.貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息・要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 健康保険証、世帯全員の住民票、母子手帳等により、お子様・胎児の人数を確認させていただきます。 掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野